

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第48号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p><u>(28)の2 新潟県水源地域の保全に関する条例</u> <u>(平成25年新潟県条例第49号) 第10条第1項の規定による土地所有権等の移転等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(28)の3 新潟県水源地域の保全に関する条例第10条第3項の規定による変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(28)の4 新潟県水源地域の保全に関する条例第11条第1項の規定により、土地所有権等の移転等の届出の内容を通知すること。</u></p> <p><u>(28)の5 新潟県水源地域の保全に関する条例第11条第2項の規定により、土地の利用に関し、意見を求ること。</u></p> <p><u>(28)の6 新潟県水源地域の保全に関する条例第12条第1項の規定により、土地所有権等の移転等の届出をした者に対し、報告を求めること。</u></p> <p><u>(28)の7 新潟県水源地域の保全に関する条例第12条第2項の規定により、職員に立入調査等をさせること。</u></p> <p><u>(28)の8 新潟県水源地域の保全に関する条例第13条第1項の規定により、必要な助言を行うこと。</u></p> <p>(29)～(61) (略)</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(福祉事務所長への委任)</p> <p>第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第24条第3項の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。</u></p> <p><u>(1)の2 生活保護法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。</u></p> <p>(2)～(5)の2 (略)</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p><u>(29)～(61) (略)</u></p> <p>3～10 (略)</p> <p>(福祉事務所長への委任)</p> <p>第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第24条の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。</u></p> <p>(2)～(5)の2 (略)</p>

<p>(6) 生生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の<u>資産状況等について報告を求める</u>、若しくは当該職員をして立入調査をさせ、又は検診を受けるべきことを命ずること。</p> <p><u>(6)の2 生活保護法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者等に対して報告を求めること。</u></p> <p>(7) 生活保護法第28条第5項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。</p> <p>(7)の2・(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 生活保護法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。</u></p> <p><u>(8)の3 生活保護法第55条の5の規定により、被保護者等に報告を求めること。</u></p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(15) 生生活保護法第78条第1項の規定により、保護費の費用の額等を徴収すること。</p> <p><u>(15)の2 生活保護法第78条第2項の規定により、返還させるべき額等を徴収すること。</u></p> <p><u>(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費の費用の額等を徴収すること。</u></p> <p>(16)～(22) (略)</p>	<p>(6) 生生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の<u>資産状況等を当該職員をして調査をさせ、又は検診を受けるべきことを命ずること。</u></p> <p>(7) 生生活保護法第28条第4項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。</p> <p>(7)の2・(8) (略)</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(15) 生生活保護法第78条の規定により、保護費の費用の全部又は一部を徴収すること。</p> <p>(16)～(22) (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。